

8 富士山火山防災対策の充実について

富士山がひとたび噴火した場合には、溶岩流、火砕流、噴石、融雪型火山泥流、土石流などによる被害が発生するとともに、降灰は、首都圏全域にも及ぶ広範囲なものになると想定され、国民生活や産業経済活動に与える影響は計り知れない。

静岡県、神奈川県、山梨県では、地元として避難計画の策定、三県合同訓練の実施等を進めているが、富士山噴火の影響の重大性や広域性を考えると、首都圏を含む広域的な地域を対象に、国が主導して、いざ噴火が起きた場合を想定した対策を講じることが必要である。

しかし、国においては、平成16年のハザードマップ検討委員会最終報告公表後、富士山火山広域防災対策基本方針の策定などを行っているものの、実際の噴火を想定した広域的な応急体制の構築という点では、十分な取組はまだ行われていない。

については、富士山噴火に対応して、平時から首都圏を中心とする広域的な防災体制を、国が関係都県と連携して構築すべきと考える。

そこで、以下の点について、国に要望する。

- 1 いつどこでどのように起きるかわからない噴火による被害を最小限にするため、監視・観測体制の充実・強化を図ること。
- 2 噴火が起きた場合を想定し、国が主導して関係都県と連携を図りながら、首都圏を含む広域的な地域における組織体制を構築するとともに、富士山火山広域防災対策基本方針等を具体化して、より実践的な火山防災対策となるアクションプランを策定すること。